

中小企業者等に対する固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した事業者を対象に、事業収入の減少率に応じて、**令和3年度分の固定資産税が軽減**される場合があります。軽減を受けるためには、申告書の提出が必要です。

1 対象者と軽減率

令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3か月間の全ての事業収入の合計が、前年同期間に比べて**30%以上減少**している中小企業者（大企業の子会社等を除く）・小規模事業者（※1）

（※1）資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人の場合は、従業員数が1,000人以下）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人が該当します。

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額
30%以上50%未満	2分の1

2 対象資産

事業用家屋及び**償却資産**が対象になります。（事業用であっても土地は軽減の対象外です。）

3 申告の流れ

事前に認定経営革新等支援機関等（※2）で提出書類の内容の確認を受け、**令和3年2月1日（月）**までに**砺波市役所税務課資産税係**へ提出してください。



（※2）認定経営革新等支援機関等とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う、国が認定する公的な支援機関です。

砺波市では、砺波商工会議所、庄川町商工会、税理士等が経営革新等支援機関として認定されています。

4 提出書類

①**申告書**（様式は砺波市役所ホームページからダウンロードできます。）

②**収入減を証する書類**（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）

※収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類が必要になります。

③【事業用家屋がある場合】**特例対象家屋の事業用割合を示す書類**（青色申告決算書の写しなど）

④**令和3年度償却資産申告書**

※**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り郵送での提出をお願いいたします。**

○郵送先・問合せ先○

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号 砺波市役所 税務課 資産税係

電話：0763-33-1111（内線116）

午前8：30～午後5：15（国民の祝日・休日を除く月～金）